

台湾の世界保健機関（WHO）への参加を求める意見書

今般の新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、もはや国や地域を超えた人類全体に対する脅威である。国際化の進展に伴い人々の往来が加速する現代において、国境を超えて猛威をふるう感染症に立ち向かい、そのまん延を防止していくためには、世界的な公衆衛生危機対応の強化が不可欠であり、防疫に係る地理的空白を生じさせることがあってはならない。

世界的流行が続く新型コロナウイルス感染症対策には国際協調が不可欠であり、特に国際組織が役割を果たすことが必要とされる。世界保健機関（WHO）は、公衆衛生や健康を担当する国際連合の専門機関であり、新型コロナウイルス感染症対策においても、機能を万全に発揮することが求められている。

しかしながら、2,300万人の人口を有する台湾は、WHOに参加できておらず、国際的な公衆衛生・防疫体制を構築する上で、看過することのできない地理的空白が発生している。

台湾は、我が鳥取県との間でも、国・地域別では韓国、香港に次ぐ人的往来があり、平成30年には台中市と友好交流協定を締結するなど、近年盛んに交流が進められてきたところである。そして、台湾における在留日本人は2万人を超え、昨年の日台間の人的往来は、双方で710万人を数え過去最高を更新するに至っている。

このような情勢を鑑みると、台湾がWHOに参加できないことは、我が県及び我が国にとどまらず、全世界の人々の公衆衛生上の利益を損なう事態といわざるを得ない。

今般の新型コロナウイルス感染症対策にあっては、我が国や米国等による国際的な働きかけによって、台湾はWHO専門家会合への参加は認められたものの、WHO年次総会へのオブザーバー参加は見送られており、問題の抜本的解決には至っていない。

WHO憲章は「人権、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件によって差別されることなく、到達し得る最高水準の健康を享有することは、万人に保障される基本的人権のひとつである」と謳っている。この崇高な理念に照らしても、新型コロナウイルスの封じ込めに成功し、保健衛生分野での豊富な知見と経験を有する台湾のWHO参加を妨げるべきではない。

よって、国においては、台湾のWHO参加支持を表明している関係各国・地域と連携し、台湾のWHOへの参加の実現に向けての取組をこれまで以上に強化することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月30日

鳥 取 県 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外 務 大 臣 様
厚生労働大臣
国土交通大臣
内閣官房長官